

博士学位論文審査要旨

2011年7月6日

論文題目： 「自立生活」の思想的系譜 - 身体障害者運動に焦点をあてて -

学位申請者： 廣野 俊輔

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 社会学研究科 教授 小山 隆

副査： 社会学研究科 教授 木原 活信

要 旨：

本稿の目的は、身体障害者による自立生活運動の歴史的変遷をふまえ、「自立生活」に込められた意義を示すことにある。

この目的を達成するために3点の基本的視点と3つの検討課題を設定している。まず3点の基本的視点とは、「自立」、「自立生活」=障害者の自己決定への疑問、「自立」、「自立生活」には不自由から逃れるという側面と、主体的に生活するという2つの側面がある。以上を踏まえて、「自立」、「自立生活」を動的に記述する、である。次に3つの検討課題とは、

そもそも自立生活運動はなぜ必要とされたのか、1970年の「自立生活」をめぐる議論はどのようなものであったのか、アメリカの自立生活運動の情報は日本での議論をどのように変容させたのか、である。

まず先行研究の意義と課題を明らかにし、自立生活運動をめぐる2つの立場の研究を整理している。結果として、自立生活運動は1970年の日本の障害者運動を始点とするという立場とアメリカの情報流入をもって始点とする立場の2つがあることを明らかにした。また、1970年に自立生活運動が始まったと主張する事例として、よく取り上げられる「青い芝の会」を言及する際にはその時期と地域が非常に狭く限定されていることを指摘した。

そもそも自立生活運動は、在宅障害者問題の解決のために必要とされたことを明らかにしている。これに関連する重要な事実として、相反するように捉えられがちな入所施設増設要求と自立生活運動が、両者ともに在宅障害者問題を解消するために求められたという意味でつながっていることを指摘している。続いて、しばしば先行研究で障害者運動の転換点とされる1970年が自立生活運動にとってどのような意味をもつかを検討している。また、1970年代における自立生活をめぐる概要と意義と限界を論じ、さらにこれらの立場の間でそれぞれ運動の理念や方針をめぐって対立が存在したことを明らかにした。

次に、アメリカ自立生活運動の受容を、特に日本のリハビリテーションなどの専門家に焦点を当てて論じている。かつ日本の障害者運動に焦点を当て、そのアメリカ自立生活運動の受容のあり方を検証している。最後に1980年代後半から台頭する自立生活センター運動は、車いす市民全国集会の運動、「青い芝の会」運動、公的介護保障要求運動など、様々な源流を持っていることを指摘した。また、アメリカ自立生活運動の影響をうけて日本でも自立生活センターが普及したことの一番の意義は、障害者と介助者を疑似的にせよ雇用者 被雇用者とみなす、「自立生活の雇用主モデル」であると指摘している。

以上を通して、自立生活運動の意義が決して自己決定に限定されないことを示しながら、障害者が常に現状よりも管理される度合いが少なく自由に過ごせる場所を求めており、その過程で自

己決定が強調される必要もあったということを結論として導き出している。

以上、本研究では身体障害者による自立生活運動の歴史的な変遷をふまえ、「自立生活」に込められた意義を明らかにしている。わが国では、今後ますます障害者に対する自立支援政策と実践での取組みが充実されていくと考えられるが、本研究で明らかにされた事実の指摘が過去の評価と未来の対応に与える影響は大きいものと考えられる。

よって、本論文は、博士（社会福祉学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認められる。

総合試験結果の要旨

2011年7月6日

論文題目： 「自立生活」の思想的系譜 - 身体障害者運動に焦点をあてて -

学位申請者： 廣野 俊輔

審査委員：

主査： 社会学研究科 教授 黒木 保博

副査： 社会学研究科 教授 小山 隆

副査： 社会学研究科 教授 木原 活信

要 旨：

2011年7月4日(月)18時30分から1時間にわたり、申請者による公開学術講演会を溪水館会議室にて行った。引き続き、19時40分より約1時間にわたり、上記3名の主査・副査による口頭試問を行った。

公開学術講演会においては、申請者は博士学位申請論文内容に関する講演を行い、本論文の独自固有性を明快に披露し、第一次資料からの体系的な研究・検証による新事実を論証した。講演会出席者からの質問に対して的確な回答をした。

また口頭試問においても、審査委員からの学位申請論文内容と社会福祉学に関する質疑に対して的確に回答し、豊かな知識、学力を有していることを証明した。また同時に、論文作成に関する外国語能力(英語)も十分に保有していることを確認した。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

博士學位論文要旨

論文題目：「自立生活」の思想的系譜 身体障害者運動に焦点をあてて

氏名： 廣野 俊輔

要旨：

本稿の目的は、身体障害者による自立生活運動の歴史的な変遷をふまえ、「自立生活」に込められた意義を示すことにある。このような目的の背景には、次の3点の問題意識がある。第1に障害者自立支援法に「自立生活」をしている障害者が反対することに示されているように、「自立」や「自立生活」に込める意味が立場によって異なっている状況である。第2に従来の社会福祉学において「自立生活」の理念が障害者の自己決定をキーワードとして理解されてきた状況がある。筆者は本稿における検討を通して自己決定は重要ではあるものの、自立生活運動の意義の1つであり、自己決定を自立生活運動の本質とは言えないことを明らかにする。第3の背景は、従来障害者福祉研究とりわけ障害者福祉の歴史研究において当事者の視点が不足していたという状況がある。特に戦後の障害者福祉の歴史を検討する際、言及されるのはほとんどが障害者福祉政策に関連した事項である。

この目的を達成するために本稿では、3点の基本的視点と3つの検討課題を設定した。まず3点の基本的視点とは、「自立」、「自立生活」=障害者の自己決定への疑問、「自立」、「自立生活」には不自由から逃れるという側面と主体的に生活するという2つの側面がある、以上を踏まえて、「自立」、「自立生活」を動的に記述する、である。

次に3つの検討課題とは、そもそも自立生活運動はなぜ必要とされたのか、1970年の「自立生活」をめぐる議論はどのようなものであったのか、アメリカの自立生活運動の情報は日本の議論をどのように変容させたのかである。これらの検討課題は先行研究における課題(後述)と結びついている。簡潔に指摘するならば先行研究においては、1970年の障害者のラディカルな活動をもって自立生活運動の始まりとするか、1980年にアメリカの自立生活運動の情報流入を受けて活性化した自立生活センターの活動を中心的に取り扱う場合とがあるが、いずれの研究においても検討課題として挙げた3点は十分に明らかになっていない。

本稿では、まずで先行研究の意義と課題を明らかにした。既述の自立生活運動をめぐる2つの立場の研究を整理した。また、本稿の中心的な事例の1つである「日本脳性マヒ者協会青い芝の会」に言及した研究についても整理、検討した。その結果として、自立生活運動について1970年の日本の障害者運動を始点とするという立場とアメリカの情報流入をもって始点とする立場の2つがあることを明らかにした。また、1970年に自立生活運動が始まったと主張される際に、事例として取り上げられる「青い芝の会」を言及する際にはその時期と地域が非常に狭く限定されていることを指摘した。

では検討課題、すなわちそもそもなぜ自立生活運動は必要とされたのかを考察している。では障害者自身が残している記録を中心的な資料として1950年～1960年代に多くの障害者が置かれていた在宅という状況がいかなるものであったのかを明らかにした。これに続く

では在宅という状況から脱出をしようとした障害者があるための受け皿として入所施設を求めるものの、そこにおいても自由な生活が出来ないことが明らかになり、在宅でも施設でもない場所での生活を模索し始めるという変遷を明確にした。この2つの章の検討を通じて、自立生活運動はそもそも在宅障害者問題の解決のために必要とされたことを明らかにした。またこれに関連する重要な事実として、相反するように捉えられがちな入所施設増設要求と自立生活運動が両者ともに在宅障害者問題を解消するために求められたという意味でつながっていることを明らかにした。

続いて、 . と . で 1970 年代の日本の自立生活運動を検討した . . ではしばしば先行研究で障害者運動の転換点とされる 1970 年が自立生活運動にとってどのような意味をもったかを検討した . とりわけ、主体性と介助をめぐる議論、生活の場をめぐる議論の変遷、労働をめぐる議論の変遷、生命をめぐる議論の変遷、他の障害者との関係をめぐる議論の変遷に焦点を当て、1970 年以前と以後の議論の変化を検証した .

. では、1970 年代における自立生活をめぐる 3 つの立場の概要とそれぞれの意義と限界を論じた . 1970 年代に既に自立生活をめぐる 3 つの立場が存在したという事実は先行研究でも指摘されているものの、その詳細は明確にはなっておらず、この章ではその点の解明をねらいとした . その結果、自立生活を社会変革のための取り組みとし、無償の介助と生活保護制度の活用により生活しようとする立場、自立生活を抑圧的、管理的な入所施設からの脱出として位置づけ、生活保護を活用して生活し、さらに介助者の生活を保障するに足る公的介護保障を要求する立場、自立生活を障害者の自己決定、自己管理、自己責任による生活と捉え、年金による所得保障とケア付き住宅を求める立場が存在したことを示した . また、これらの立場の間でそれぞれ運動の理念や方針をめぐって対立が存在したことを明らかにした .

. に続く補論では、自立生活をめぐる 3 つの立場とは別に「車いす市民全国集会」も自立生活運動において重要な役割を果たしたことを指摘した . この団体は継続的なものではなく、隔年で行われる集会であることから先に検討している 3 つの立場とはやや次元が異なるが、交通問題とともに障害者の自立生活について論じられており、またこの集会をきっかけに自立生活センターへと発展したのもあることから、この集会を看過して自立生活運動を論ずることは出来ないと指摘した .

. では、アメリカ自立生活運動の受容を特に日本のリハビリテーションなどの専門家に焦点を当てて論じた . 障害者福祉政策においても、戦後徐々に更生や自立の概念は拡大しており、リハビリテーションも職業復帰に限定されるものではなく、障害者の社会生活上の能力を高めるための社会リハビリテーションが次第に注目されるようになる . この社会リハビリテーションはその目的から、障害者が自己決定や自己管理を出来るようになることに対して肯定的である . 本稿では以上を踏まえて、アメリカの自立生活をあくまでも健常者と障害者は統合された場所で生活すべきであるという統合志向ではなく、自己決定や自己管理に重点を置いて受容するのであれば、社会リハビリテーションの必要性を訴えていた専門家は大きな障壁もなくそれを成し遂げることができたはずであることを指摘した .

. では、日本の障害者運動に焦点を当ててそのアメリカ自立生活運動の受容のあり方を検討した . . で述べた 3 つの立場と補論で述べた車いす市民全国集会の中でアメリカの自立生活運動がどのように受け止められたのかをそれぞれの立場の特徴を手がかりに分析した . その結果、どの立場もアメリカ自立生活運動に対して共感する部分と違和感を覚える部分があったことを明らかにした . 特に重要な対立として、理念的には第 3 の立場が非常にアメリカ自立生活運動に近いが、生活の場の考え方の違いにより対立があったことを指摘した .

最後に、 . では 1980 年代後半から台頭する自立生活センターの運動に加えて、 . で述べた 3 つの立場のそれぞれのその後の展開を検討した . 自立生活センターは、車いす市民全国集会の運動、「青い芝の会」の運動、公的介護保障要求運動など、様々な源流を持っていることを指摘した . また、アメリカ自立生活運動の影響をうけて日本でも自立生活センターが普及したことの最も大きな意義は、障害者と介助者を疑似的にせよ雇用者 被雇用者とみなす、「自立生活の雇用主モデル」であると指摘した . 所得保障運動においては、障害基礎年金の確立に向けた運動を展開し、また同じグループは身体障害者福祉法の障害等級表の改善を要求した . 公的介護要求運動は、後に公的請求者組合を結成し、2003 年の支援費制度開始まで各地で全身性障害者介護人派遣事業を充実させてきた . 最後に生活の場づくりとして、各地でのケア付き住宅・グループホームづくりの展開を概観した . そして、これらの検討の中で当初無償の介護によって地域で生

活すると主張する立場にあった者も一部は徐々に有償による介護の必要性を感じ新たな方向の運動を展開したことを指摘した。

本稿の最後に、結論として明らかになった知見をまとめ、今後の課題を示した。まず、なぜ自立生活運動はそもそも必要とされたのかという検討課題については、背景に家族によるケアのジレンマがあり、それを解決すべく求められた入所施設もそれを果たすことが出来なかったためであると結論した。次に1970年代の自立生活運動の特徴としてどのように自立生活を営むかという点について早くから意見の相違と対立があったことを指摘した。最後に、アメリカ自立生活運動の影響については、日本の自立生活運動は「自立生活の雇用主モデル」を受け入れはしたものの、そこには葛藤も存在し、また自立生活センターではアメリカの純粋な模倣がなされてはいないことを指摘した。その上で自立生活運動の日本的なあり方がこれから直面し得る課題を述べた。

本稿では以上を通して自立生活運動の意義が決して自己決定に限定されないことを示した。本稿の検討が示しているのは、障害者が常に現状よりも管理される度合いが少なく自由に過ごせる場所を求めており、その過程で自己決定が強調される必要もあったということである。